

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法		法令の番号	昭和43年法律第97号			
不利益処分の種類	特定粉じん排出等作業の実施の届出に係る措置命令		根拠条項	第18条の18第1項			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合で、その届出に係る特定粉じん排出等作業が、法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときの理由が、法第18条の19のただし書きに規定する場合（建築物等が倒壊するおそれがあるときその他法第18条の19各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合）に該当しないと認めるときに、届出を受理した日から14日以内に処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法 <ul style="list-style-type: none"> 一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法 ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法 ハ ロに準ずるものとしてロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法 二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であって特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行う方法。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み又は封じ込め（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み又は封じ込めを行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法 <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>届出に係る特定粉じん排出等作業について、法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずる。</p>						
	対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	